

群馬産業安全衛生大会〔行政情報〕

労働災害の発生状況 と法令改正



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

 厚生労働省

群馬労働局

令和8年7月3日

労働基準部 健康安全課

第
99
回

全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)



多様な人材

全員参加

みんなで育てる

安全職場



安全週間中、緑色にライトアップしてみませんか？



前橋市 臨江閣



群馬県庁 昭和庁舎

仕事をする上で、 ある程度の労災はやむを得ない？

労働者、作業従事者の犠牲の上に、仕事があって良いわけではありません。

各企業（労働者）は労働災害が起きないように

- ・法令も守って
- ・安全衛生教育をして（受けて）
- ・作業環境を整備して
- ・健康にも配慮（注意）しながら

会社も働く人もみんな頑張っています！！

一人ひとりかけがえない人
「人間（人命）尊重」の理念



ゼロ災害、ゼロ疾病という
究極の目標を達成しましょう



お手元の配付資料もご利用ください。

災害発生状況



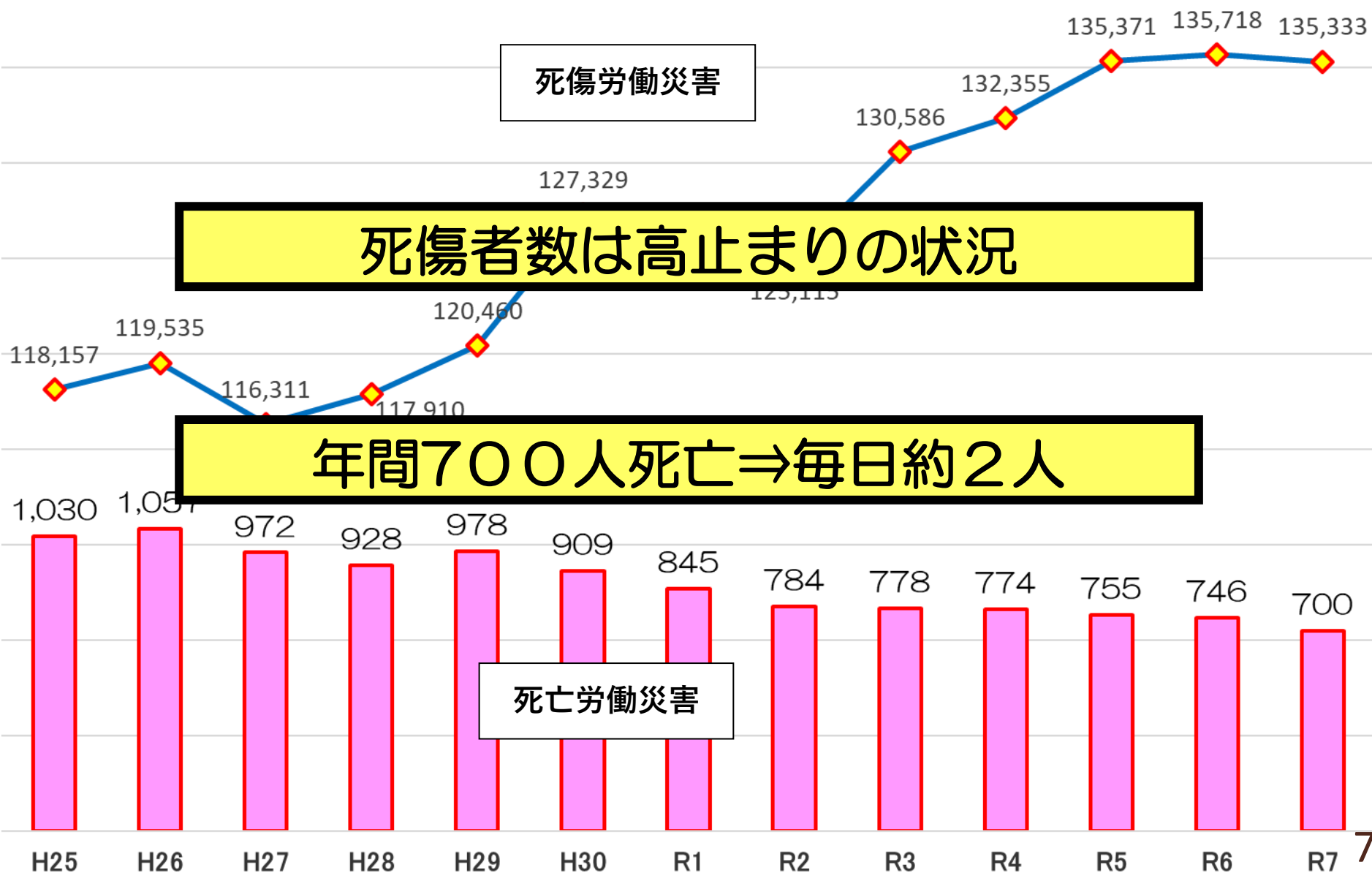
労働災害のすう勢（全国）

死傷労働災害

死傷者数は高止まりの状況

年間700人死亡⇒毎日約2人

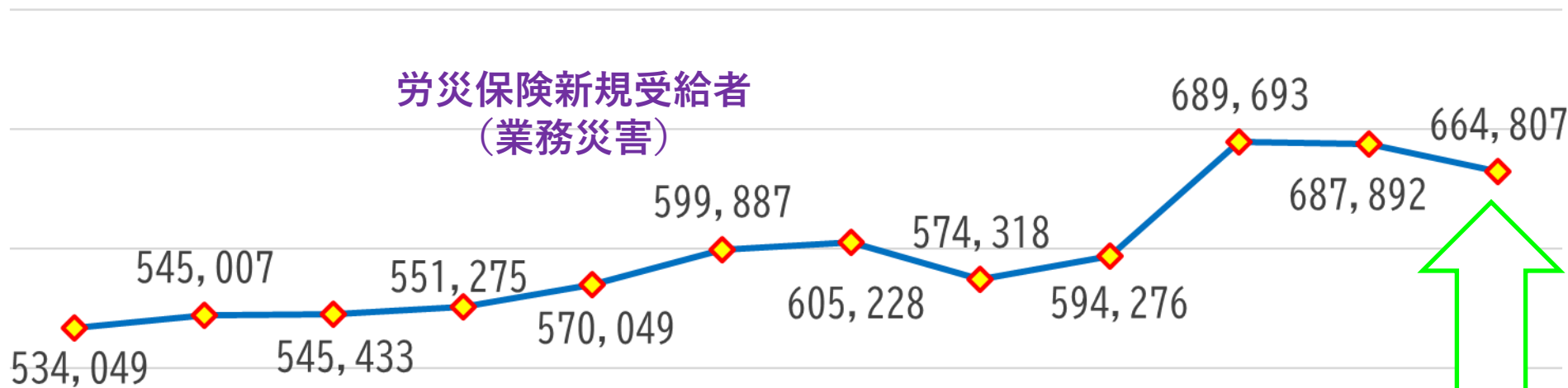
死亡労働災害



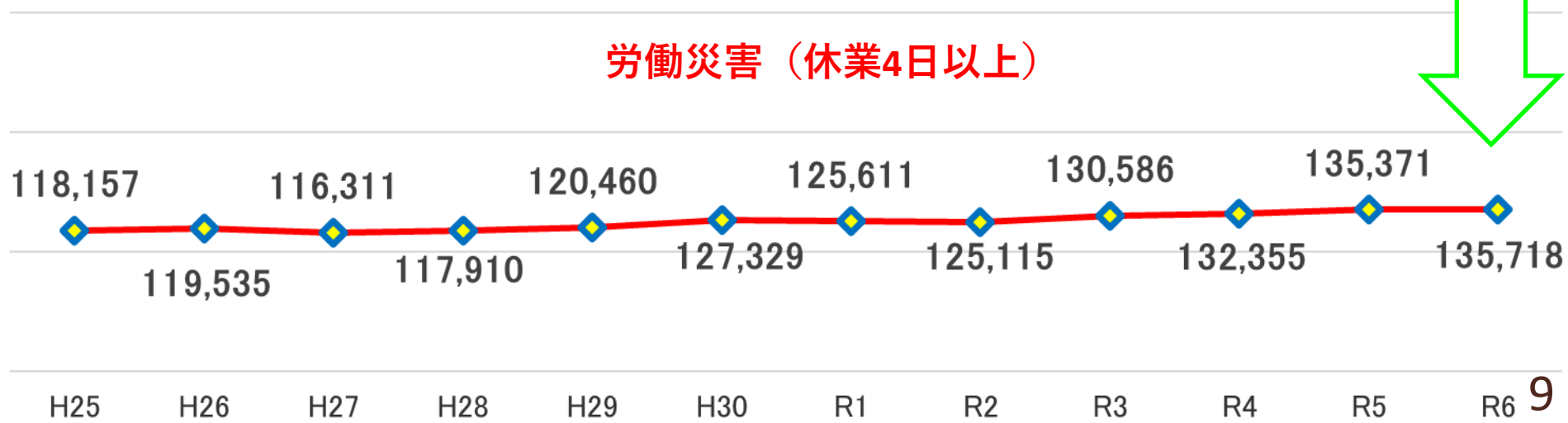
死亡災害の内訳 (R7)

● 建設業	214人	□ 墜落・転落	186人
● 製造業	115人	□ 交通事故	126人
● 陸上貨物運送事業	80人	□ はさまれ・巻き込まれ	117人
● 第三次産業	197人	□ 激突され	57人
商業	61人	□ 崩壊・倒壊	36人
接客娯楽業	20人	□ 飛来・落下	27人
		□ 転倒	25人
● 計	700人	□ 高温低温物との接触	25人
46人減少(-6.1%)		□ おぼれ	24人

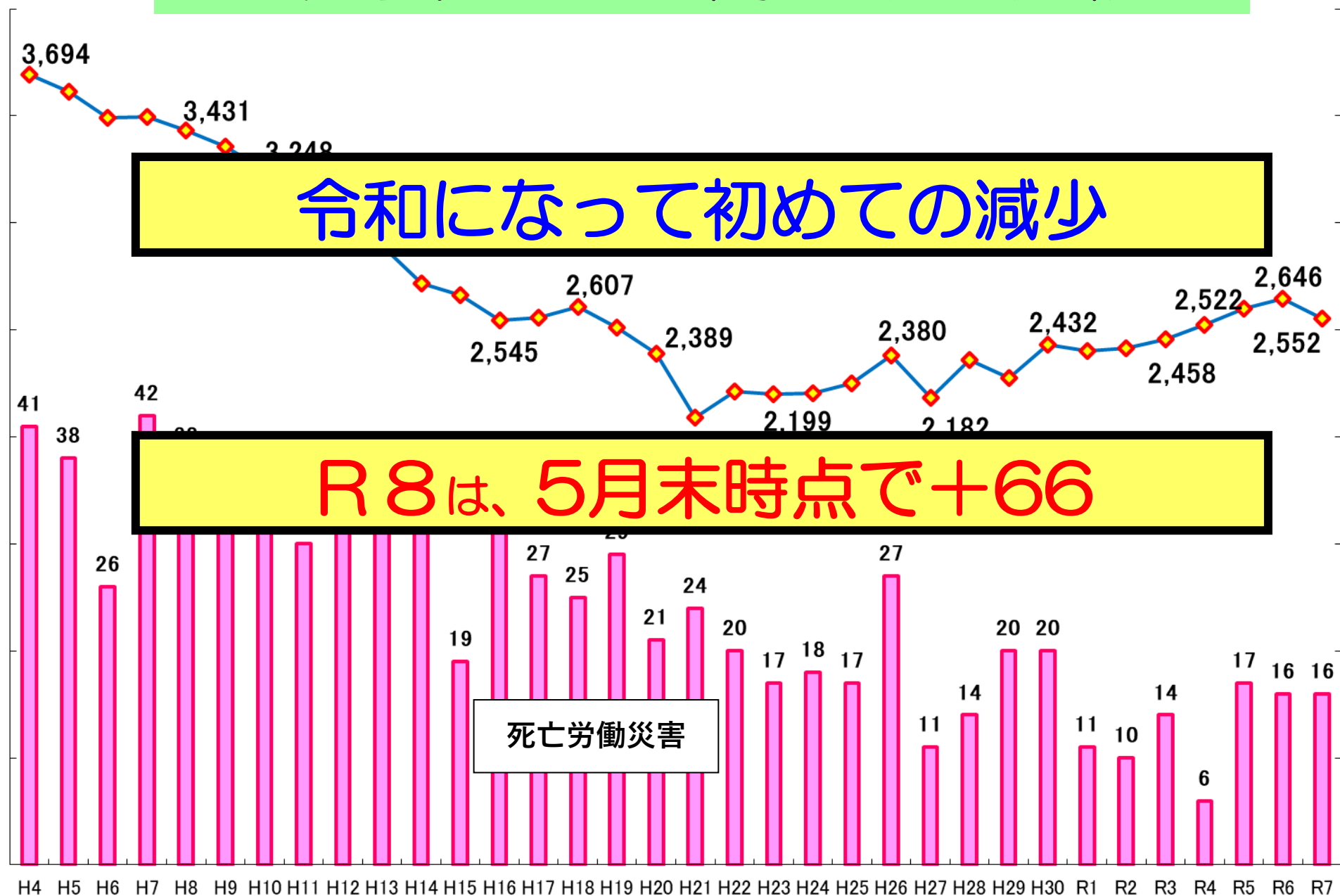
労働災害による死傷者数の推移



5件に1件は、休業4日以上 of 災害



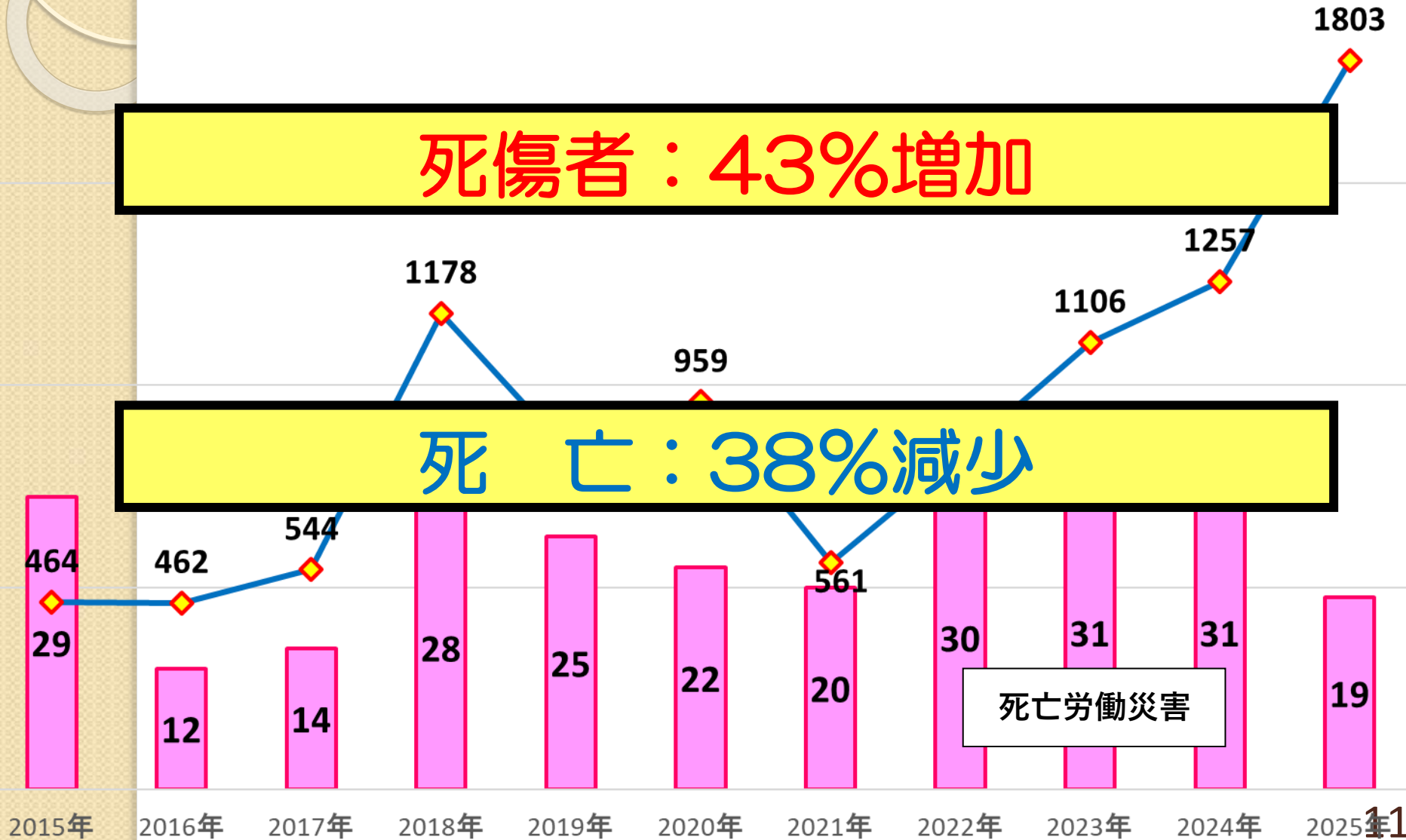
群馬県内の死傷者数の推移



職場における熱中症による 死傷者数の推移（全国）

死傷者：43%増加

死 亡：38%減少



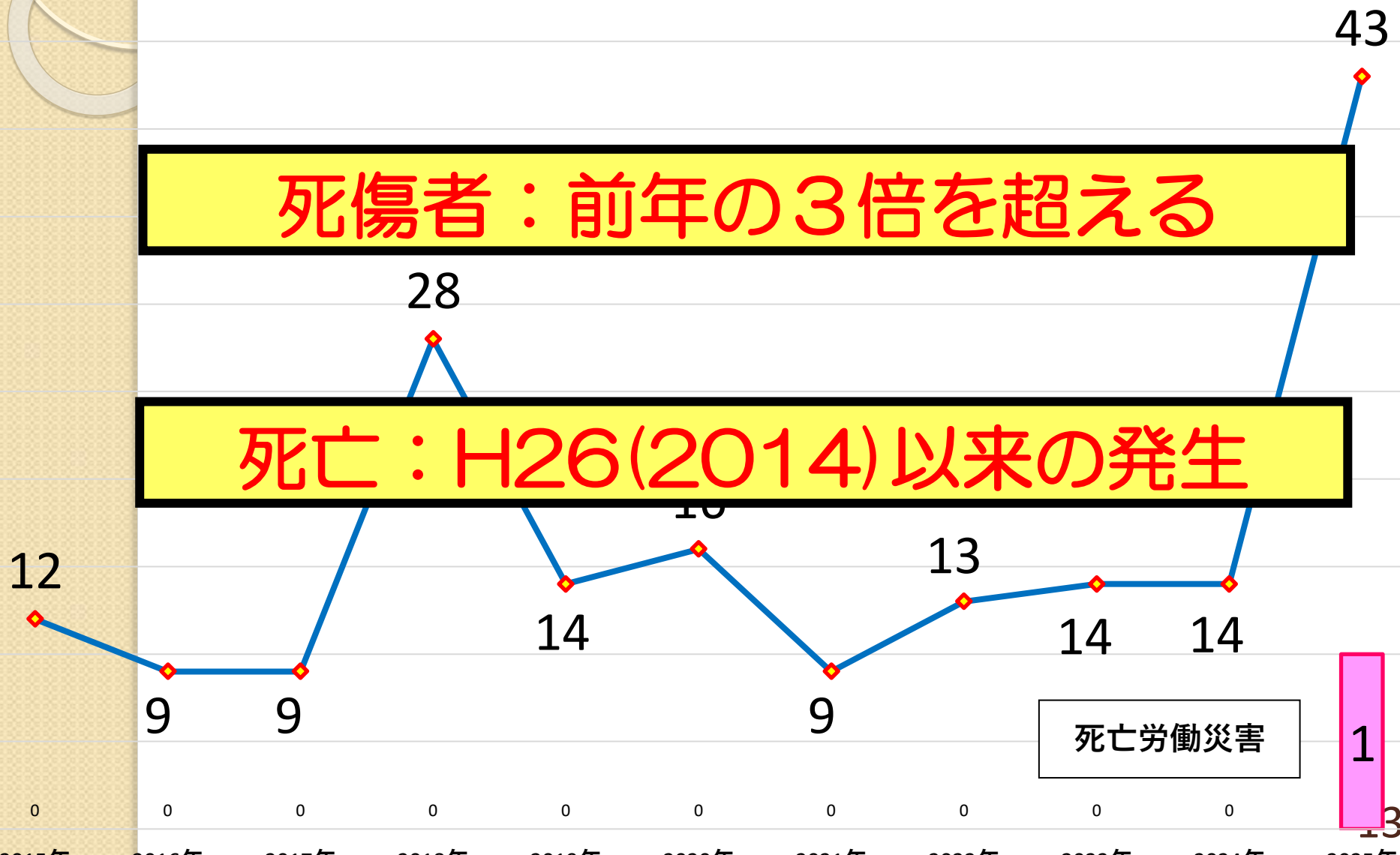
職場における熱中症による死傷者数の推移(全国)

	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
2020年	215	199	137	82	78	61	14	7	166	959
2021年	130	87	61	68	63	31	14	7	100	561
2022年	179	145	129	91	82	58	21	6	116	827
2023年	209	231	146	114	125	61	27	9	184	1,106
2024年	228	235	186	142	116	76	32	10	232	1,257
2025年	292	365	200	199	237	121	34	9	326	1,803
計	1,239	1,234	860	683	685	397	139	48	1,106	6,513

熱中症による死傷者数の推移（群馬）

死傷者：前年の3倍を超える

死亡：H26(2014)以来の発生



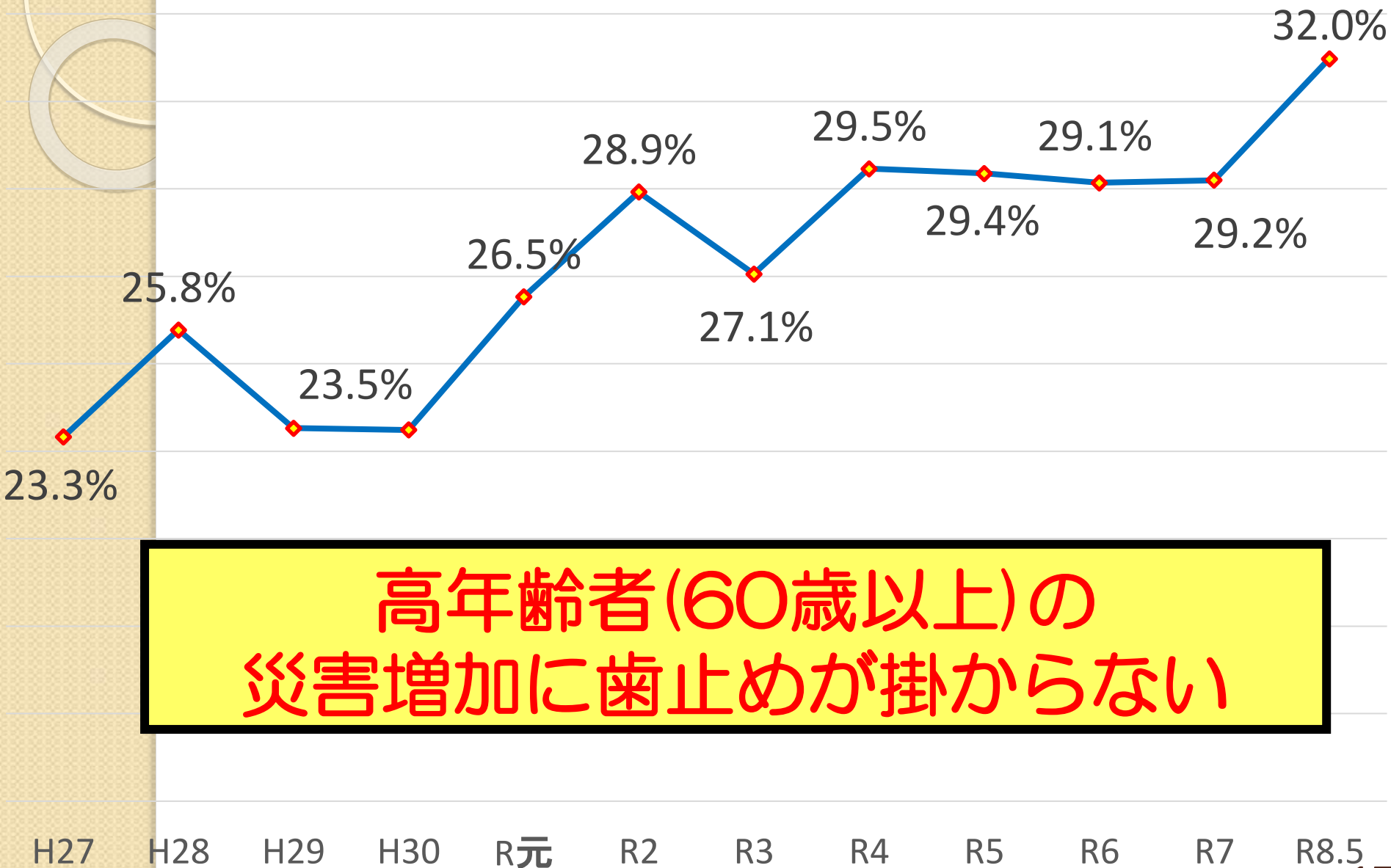
法令改正

高年齢者への対応

高年齢者の労災防止努力義務化

- 労働力人口 7,004万人(増加)
 - 男 55% (横ばいから減少)
 - 女 45% (増加)
- 少子化で生産年齢人口(15～64歳)は減っているが、働く高齢者や女性、外国人が増えている
- 比例して高年齢者の労働災害が増加

高年齢者の死傷者数の推移（群馬）



高年齢者(60歳以上)の
災害増加に歯止めが掛からない

高年齢者の労災防止努力義務化

- 高年齢労働者の労災防止努力義務化 (R8.4.1)
(安衛法第62条の2 第2項、第3項)
⇒ 高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等を義務化
- 高年齢者の労働災害防止のための指針
(R8.2.10 公示第1号)
⇒ 先のエイジフレンドリーガイドラインと
ほぼ同じ
☆ 指針を活用してゼロ災へGO！

ストレスチェック制度



ストレスチェック制度の見直し

(安衛法第66条の10 R7.5.14公布)

- 労働者50人**未**満の事業場でも、R10.4.1から実施していただくことになりました。
- ストレスチェックとは、ストレスの状態を知る（メンタルヘルス**不調を未然に防止**する）
仕組み

労働者側：セルフケアをする。高ストレスの場合には医師の面談を検討・受ける。

会社側：集団分析をする。仕事の軽減、増員、作業環境整備などを実施する。

ストレスチェック制度の見直し (安衛法第66条の10 R7.5.14公布)

- 労働者50人未満の事業場でも、R10.4.1から実施していただくことになりました。



良くある質問

Q 費用は？

A 委託先でまちまちですが、数百円／人＋ α

Q 委託先は、どこがいい？

A ネット検索や口コミ等から情報収集願います

ストレスチェック制度の見直し (安衛法第66条の10 R7.5.14公布)

- 労働者50人**未**満の事業場でも、R10.4.1から実施していただくことになりました。

導入に向けた勉強会などを実施したいなどのご要望は

群馬産業保健総合支援センター
(ぐんまさんぽ)



にお尋ねください。

☆無料にて相談対応中です！

化学物質への対応



化学物質(危険物、有害物等)に起因する 労働災害(休業4日以上)

資料出所:労働者死傷病報告



災害が発生した 具体的な物質



- 1 苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）
⇒お湯と反応し、突沸して浴びる
- 2 有機溶剤 ⇒洗浄中に呼吸器系炎症
- 3 消石灰（水酸化カルシウム）
⇒汗と消石灰が反応し皮膚炎となる
- 4 廃液 ⇒ポンプで移動中、漏れて炎症
- 5 塩酸（特化物第3類） ⇒皮膚炎
- 6 除菌用洗剤 ⇒湯気により喉・頭痛
- 7 漂白剤 ⇒直接触れて、手荒れ
- 8 毛染め剤 ⇒液が眼に飛んで炎症

化学物質の取扱いは 自律的管理へ



これまで 国が物質ごとに対策等を決める方法



原則あらため

国 ⇒ばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達

事業者⇒その情報に基づいてリスクアセスメント
ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する

化学物質のリストアップをしましょう

【腐食性】



金属腐食性物質
皮膚腐食性

眼に対する重大な
損傷性



本日の特別講演は、皮膚のお話しです



ご清聴ありがとうございました

資料(PDF版)は

群馬労働基準協会連合会

ホームページにて閲覧できます

健康で！ ご安全に！